

## 文化センター備品使用料明細書

備品使用料・楽屋使用料には、割増料が発生する場合があります。必ず事前にご確認下さい。

### ■ 照明設備 ■

品名	単位	基本使用料	数量	日数	利用料
A セット	一式	12,870			
B セット	一式	20,760			
C セット	一式	6,430			
調光装置	一式	3,210			
ボーダーライト	一列	2,070			
アップホリゾント	一列	3,850			
ローホリゾント	一列	3,850			
ストリップライト	1台	620			
クセノンビンスポット	1台	820			
フットライト	一式	820			
凸レンズ 1KW	1台	520			
フレネル 1KW	1台	520			
0.5KW	1台	310			
バーライト 1KW	1台	520			
0.5KW	1台	310			
フットスポット	1台	310			
ミニブルート	1台	310			
ビンスポット0.65KW	1台	310			
ITOライト	1台	310			
ACライト	1組	520			
ベリーナロースピナー	1台	310			
フォグスマーケマシン	1台	7,270			
プロジェクタースポット 1KW	1台	1,030			
0.5KW	1台	720			
エフェクトマシン	1台	720			
ダブルマシン	1台	720			
リップルマシン	1台	720			
マスキングキャリア	1台	720			
先玉	1台	210			
ドラムマシン	1台	720			
ストロボマシン	1台	720			
星球	一式	720			
ミラーボール	1台	720			
スタンド	1本	150			
小計					

### ■ 舞台附属設備 ■

品名	単位	基本使用料	数量	日数	利用料
反射板	一式	3,210			
所作台	1台	100			
平台	1台	100			
化粧框	一式	100			
開丁場	1台	210			
箱足	1個	50			
開き足	1台	50			
木支木・金支木	1本	50			
ヒナ段用ヶ込み	一式	100			
松羽目・竹羽目	一式	1,550			
金屏風	1双	720			
緋毛せん(小)	1枚	210			
緋毛せん(大)	1枚	400			
ジョーゼット・定式幕・浅黄幕・紅白幕	1張	520			
上敷ござ	1枚	210			
大太鼓	1基	620			
指揮台・指揮用譜面台	一式	210			
楽団用譜面台	1台	100			
講演台	一式	620			
受付用テーブル	1脚	100			
椅子	1脚	50			
コントラバス用椅子	1脚	210			
地がすり	1枚	720			
花道鳥居	一式	1,550			
雪かご	1個	210			
座布団	1枚	50			
吊り看板	1枚	310			
めくり台	1台	210			
振り落とし棒	1本	720			
人形立	1本	50			
バレエシート	1枚	520			
スクリーン	一式	3,210			
映写機	一式	5,390			
小計					

### ■ 音響附属設備 ■

品名	単位	基本使用料	数量	日数	利用料
拡声装置	一式	4,990			
音響調整卓24ch	1台	2,490			
サブミキサー8ch	1台	1,030			
サイドフィルスピーカー	1対	1,350			
モニタースピーカー	1台	520			
映画用スピーカー	1対	1,350			
レコードプレイヤー	1台	820			
テープレコーダー	1台	820			
エレベーターマイク装置	1台	820			
3点吊りマイク装置	1台	820			
マイクスタンド	1本	150			
コンデンサーマイク	1本	820			
ダイナミックマイク	1本	300			
ワイヤレスマイク	1本	820			
アンプ	1台	1,030			
リバーブ	1台	820			
デジタルディレイ	1台	820			
コンプレッサー／リミッター	1台	820			
ピアノ	1台	5,190			
バネル	1枚	150			
ピザチック	1台	820			
持ち込み器具	1KWにつき	150			
小計					

## 割増料について

### 入場料

次の号に掲げるものに該当する場合は、基本利用料のほか、当該各号に定める割合を基本利用料に乗じて得た額を割増料として徴収します。

### 入場料等割増

使用者が入場料及びこれに類する料金(以下「入場料等」とを徴収する場合。ただし、座席等により異なる入場料等を徴収する場合は、最高額の入場料等を基本に算出するものとします。

入場料等が500円未満	100分の50
入場料等が500円以上1,000円未満	100分の70
入場料等が1,000円以上3,000円未満	100分の100
入場料等が3,000円以上	100分の150

### 営利

営利割増  
営利事業を営む者又は営利団体が入場料を徴収しないで使用するとき

100分の50

超過利用料割増  
使用時間を超過して楽屋等設備を使用する場合。超過時間一時間(一時間未満の端数を生じた場合においてはその端数が15分以上の場合は、一時間とし、15分未満の時は切り捨てる)につき

100分の30

入場を徴収する催事には文化センター技術員による技術サポートはありません。お客様のご手配にて技術フを確保願います。この場合の経費はすべてお客様のご負担になります。また、公演当日に文化センター備品を使用された場合、備品使用料が発生いたしますのでご了承ください。

### 例示

主催者がA社に音響技術を依頼

→A社に委託費をお支払い

A社が文化センター備品を使用

→主催者は文化センターに備品使用料をお支払い